

よくわかる 農業者年金 | No.2

農業者の年金はどうなっているのですか？

国民年金は夫婦2人で月額13万2千円！

農業者の方が加入している国民年金の年金額は、40年加入で1人月額6万6千円、夫婦2人で月額13万2千円、年額約158万円です。老後の家計費（夫婦2人で月額23万円）と比べて国民年金だけでは月額約10万円不足します。また、サラリーマンの厚生年金のモデルケース（夫婦2人で月額23万3千円）と比べても月額約10万円の差があります。

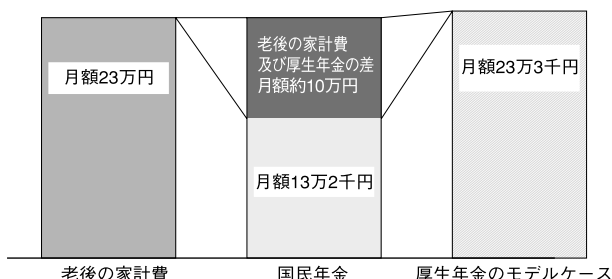
このような国民年金で不足する老後の家計費やサラリーマン並みの年金を受給できるようにするため、国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金制度が設けられています。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>

老後の家計費や厚生年金のモデルケースと
国民年金の比較（夫婦2人）



お問い合わせは、津山農協の各支店または農業委員会（☎0868-54-2987）へ

町民入浴優待券の制度変更につめて

合併を記念して実施されている「町民入浴優待券」の交付及び利用について平成20年12月1日より次のように変更になります。

	現 行	平成20年12月1日より
交付	優待券（カード）の交付は一人10枚を限度として交付する。	- 優待券の交付はご家族で1枚とする。 - 優待券の有効期間は3年間とする。
利用	利用時に料金と併せてお一人1枚提出し、使い終わると再度申請する。 	- 同行のご家族の入浴料が半額になるので利用時に優待券を提示し料金を支払う。 - 一度交付された優待券は回収しないので、ご家族間で繰り返し使用できる。 

※平成20年11月30日までに交付された町民入浴優待券は平成21年6月30日以降は利用できなくなりますのでご注意ください。

【お問い合わせ】産業観光課 ☎0868-54-2987